

# 「安全管理者」選任時研修（第5回）

安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？  
資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

主催：（一社）三田労働基準協会（幹事）  
（一社）品川・（一社）大田・渋谷労働基準協会

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場（企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です）は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています（労働安全衛生法第11条）。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要（労働安全衛生規則第5条）となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

## 記

- 日時（2日間研修）（いずれも、会場の開場及び受付開始は09:00です）  
1日目：平成28年1月25日（月）09:20～17:00  
2日目：平成28年1月26日（火）09:20～12:50
- 会場 三田労働基準協会1階研修センター（裏面案内図参照）  
港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口（西口）徒歩8分）
- 研修科目 法令に定められた全科目（講師：労働安全コンサルタント、テキスト：中災防発行）
- 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、2日目の研修終了後交付します。
- 定員 32名（先着順）注：協力会等で25名以上集まる場合には別途委託講習をお受けできます
- 対象者 新たに安全管理者に選任される者、または平成18年10月1日時点で選任期間が2年未満の安全管理者 など。
- 受講料（消費税込み）  
上記4労働基準協会の会員 8,000円（テキスト代等を協会が助成します）  
それ以外の方 10,000円
- 申込方法等  
①受講申込：裏面「申込書」により、幹事の三田協会宛にFax（03-3451-7692）して下さい。  
②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします（申込書に必ずFax番号をご記入下さい）。受講料は受講票到着後2週間以内（到着から1月18日まで2週間ない場合は1月18日（月）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店  
・口座番号：普通預金 0397963  
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会  
・名義人住所：港区芝4-4-5  
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例0125 〇〇カイシャ等）

- ③受講の取消：1月18日（月）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
- ④受講者は研修当日2日間とも、受講票を持参し受付にご提出ください。また、2日目には修了証受領のための認印をご持参下さい。
- 9 問合先 （一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax 03-3451-7692  
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

\*この講習は城南労働基準協会協議会（三田・品川・大田・渋谷協会）の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

- 〔注〕1 安全管理者の選任が必要な工業的業種（事業場（場所単位）の規模は50人以上）＜安衛法施行令3条参照＞  
製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場、林業・鉱業
- 2 安全管理者の選任要件＜詳しくは労働安全衛生規則5条、昭47,10,2告示138号＞  
大学・高専の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、③大学・高専の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、⑤7年以上の産業安全実務経験者 など